

だれもが利用しやすい施設づくり。

生活関連施設の整備基準の概要

◆ 建 築 物

アプローチ 附属する駐車場

- 通路の幅は120cm以上にしてください。
- 車いす使用者用駐車スペースを設けてください。
 - ・建物の出入口に近い位置にしてください。
 - ・車いす使用者用であることを表示してください。



- 建物の出入口に高低差がある場合は、スロープを設けてください。
幅:120cm以上 勾配:1/12以下

玄 門

- ・車いす使用者が利用しやすい受付カウンターにしてください。



- 出入口の幅は80cm以上にしてください。
- 出入口の戸は自動ドアなど、車いすで通行しやすいものにしてください。
- 出入口は車いすで通行できるよう段を設けないでください。
- 玄関から受付まで視覚障害者用ブロック等を敷設してください。
- 館内案内板は点字の表示もしてください。

廊 下

- ・各室の出入口の幅は、80cm以上にしてください。



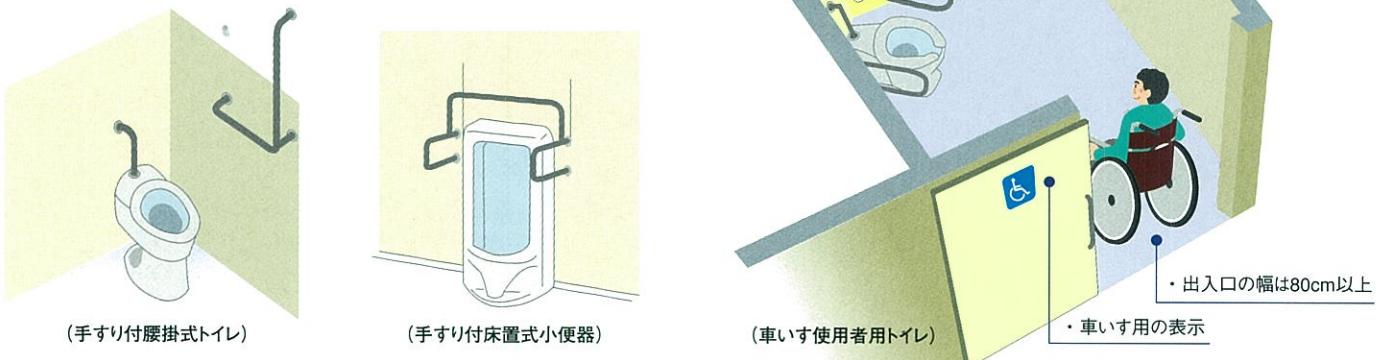
階段

- 階段には手すりを設けてください。
- 原則として回り階段にしないでください。
- 表面はすべりにくいものにしてください。
- 段鼻部分は踏面やけあげ部分と区別しやすく、つまづきにくいものにしてください。

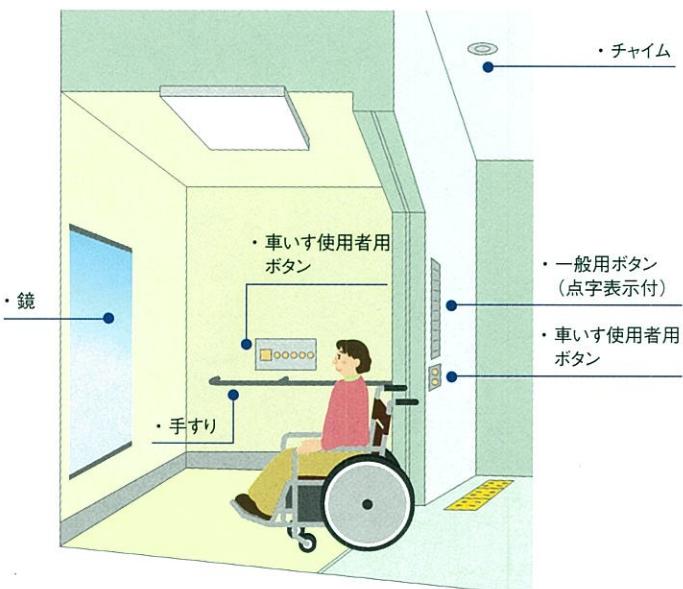


トイレ

- 各階に手すり付腰掛式トイレを1ヵ所以上設けてください。
- 各階に手すり付床置式小便器を1ヵ所以上設けてください。
- 建物には、車いす使用者用トイレを1ヵ所以上設け、車いす用であることを表示してください。



エレベーター



- 乗降口バーは150cm×150cm以上の大きさにしてください。
- 出入口の幅は80cm以上にしてください。
- 内部の床面積は $1.83m^2$ 以上で、車いす使用者が転回できる形状にしてください。
- 奥行きは135cm以上にしてください。
- 音声案内装置、停止予定階表示、手すり、鏡を設けてください。
- 制御ボタンは点字表示付にしてください。

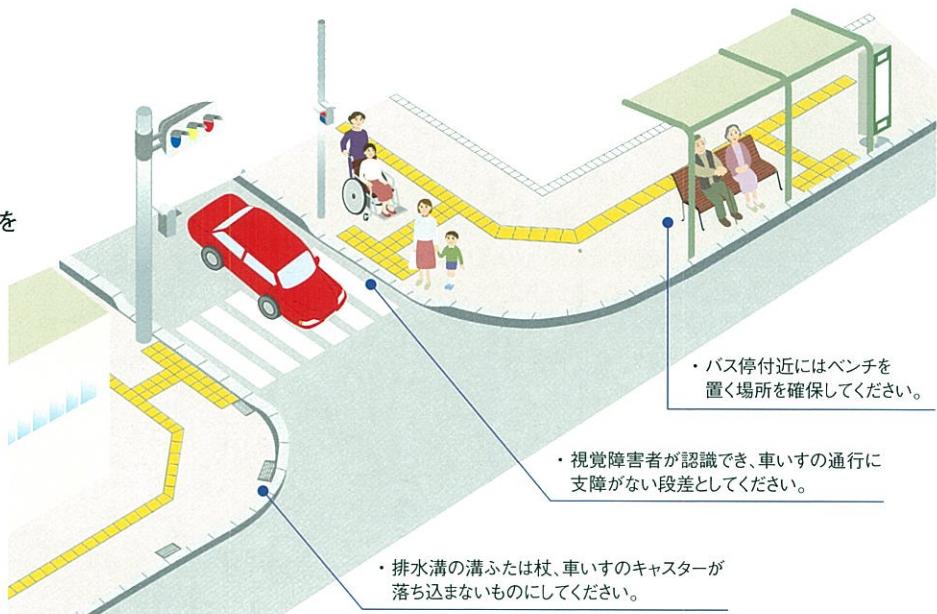
◆ 建築物以外の公共交通機関の施設

- 改札口からプラットホームまでの経路は、高齢者、障害者等が安全で円滑に通行できるようにしてください。



◆ 道 路

- 幅員は200cm以上にしてください。
(自転車・歩行者道は300cm以上)
- 必要に応じて視覚障害者用ブロックを敷設してください。



◆ 公 園 等

- 出入口・園路の幅は120cm以上にしてください。
- 園路は高齢者、障害者等が安全で円滑に通行できるようにしてください。

・車止め柵の幅は90cm以上にしてください。

